

第 7 章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画に掲げる目標は、市民、事業者、市および秋田市地球温暖化防止活動推進センター等が、それぞれの役割に基づいて実際に行動を起こすとともに、各主体が相互に連携・協働して取組を進めていくことが大変重要です。市は、計画の主旨および取組内容の周知啓発に努め、以下の体制のもと、本計画の着実な推進を図ります。

- (1) 市民・事業者・市・秋田市地球温暖化防止活動推進センター等の連携・協働
各主体が相互に連携・協働して取組を進めていくためには、地域における各主体間の情報交流の促進やアドバイス・啓発等による活動支援が重要です。

秋田市が指定する秋田市地球温暖化防止活動推進センターや、秋田市地球温暖化防止活動推進員、秋田市環境活動推進協議会等からの協力を得ながら、市民や事業者の活動支援や交流・協働機会の拡大に努め、地球温暖化防止の取組の輪を広げていきます。

- (2) 秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会

今回、本計画の見直しに当たり、市民・事業者の意見・意思等を十分に反映したものとするため、学識経験者や関連する企業・団体の代表者等で構成する「秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会」にて、改定に関する協議を行ったほか、今後、計画の進捗状況の評価や施策・事業の実施に係る検討・調整等も行っていきます。

- (3) 秋田市環境審議会

秋田市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全および創造に関する事項について審議するための市長の諮問機関として、学識経験者や関連団体の代表者等で構成する「秋田市環境審議会」を設置しています。

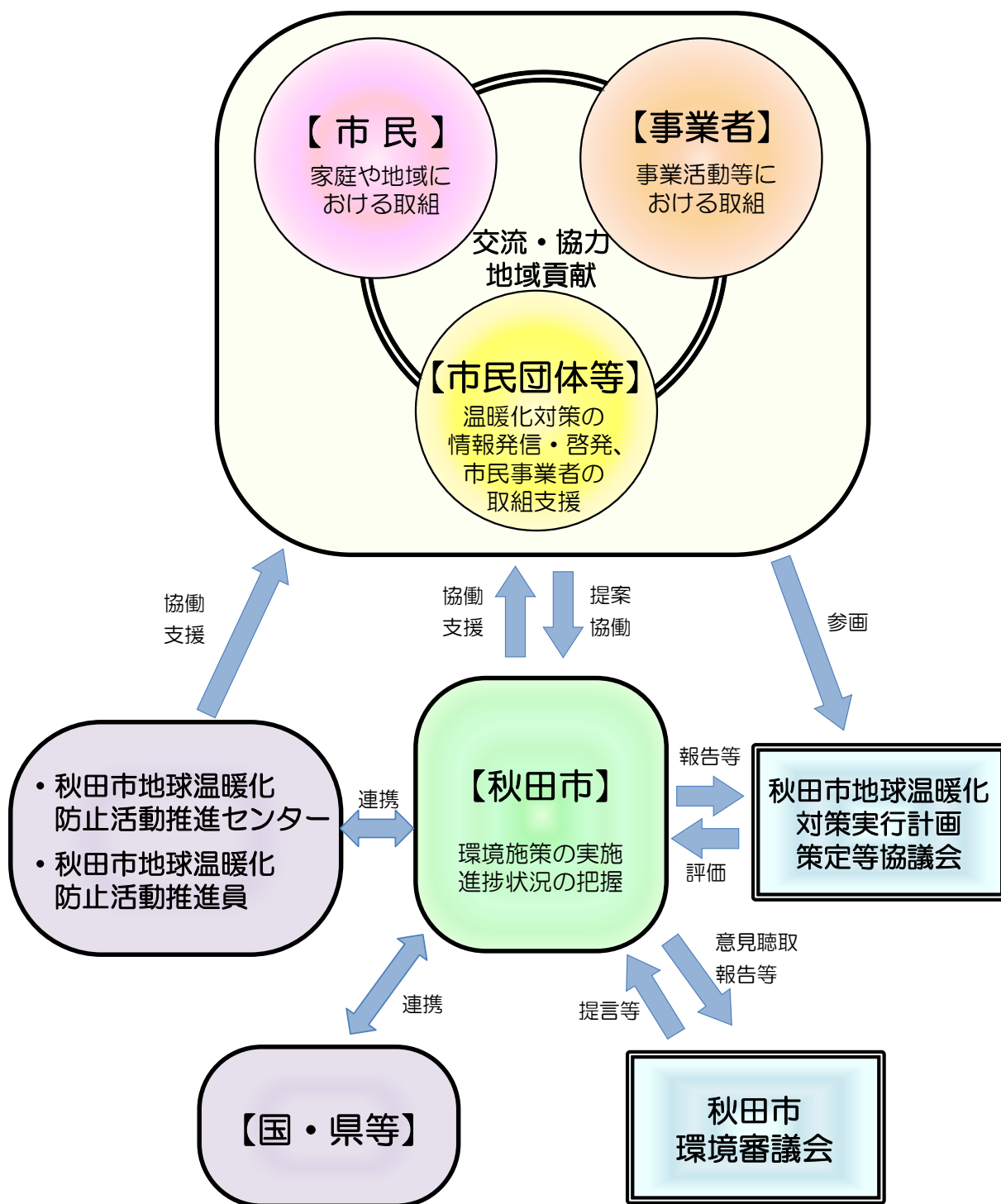
市は、審議会に対し、本計画の策定および改定に関する意見を聴取するとともに、進捗状況に関する報告・説明を行い、審議会はそれを受けて市に提言等を行います。

- (4) 国、県等との連携

計画の推進に当たっては、国や県、近隣自治体等との連携・協力を図ります。

国や県に対しては、環境技術の開発促進や新エネルギー・省エネルギー設備の導入に対するインセンティブ、必要なインフラ整備等の総合的な対策が実施されるよう働きかけを行います。

また、近隣自治体等とは、積極的な情報交換に努め、効果的・先進的な施策や取組の導入を推進します。



【図7-1】推進体制のイメージ

2 計画の進行管理

本計画に掲げる施策・事業を着実に推進するためには、計画の進捗状況と目標達成状況を点検・評価し、その結果に基づく改善や新たな施策・事業の検討をしていくことが必要であることから、本計画の進行は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「見直し（Action）」のPDCAサイクルに沿って管理していきます。

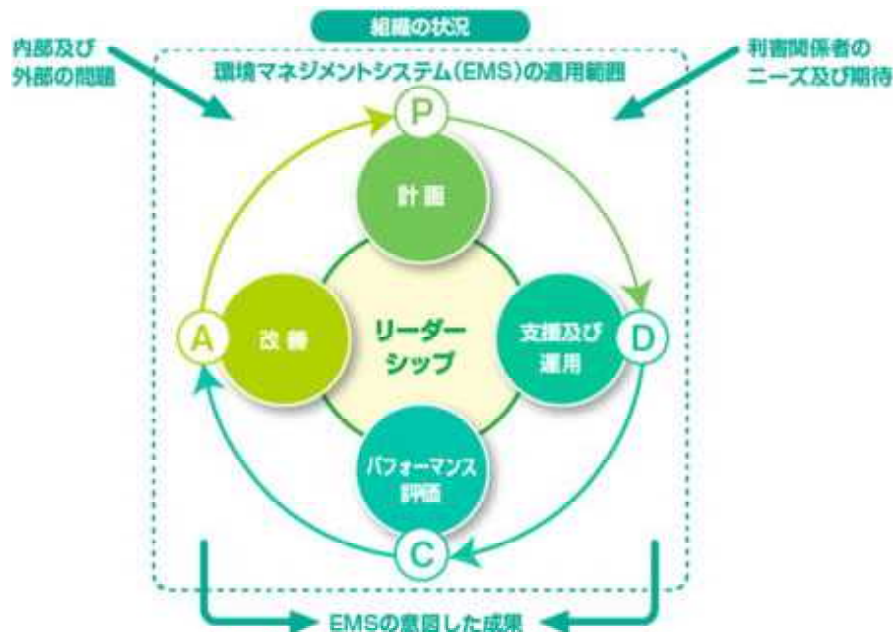
温室効果ガス排出削減に向けた目標を設定し、地域として実施すべき地球温暖化対策、施策を立案すること（Plan）に始まり、その計画に則り適切な政策措置を講ずること（Do）に続き、その実施状況や得られる事業量、削減効果等を定期的に把握すること（Check）を行い、さらにその結果を考慮し、行動に対しフィードバックを行うこと（Action）を一連のサイクルとして実施するものです。

本市各部局は、目標の設定および達成状況並びに成果について確認・評価するとともに、必要に応じて目標数値や施策・事業の見直しを行います。

また、これらの内容については、事業者、民間団体、住民、有識者、関係地方公共団体等の関係者が、客観的情報を共有して認識を揃えて検討・議論を行うため、秋田市地球温暖化対策実行計画策定等協議会において集約・再検証し、翌年度以降の施策・事業に反映していきます。

併せて、年度ごとの施策・事業の実施状況や本市域の温室効果ガスの排出状況等について、市のホームページ等で公表していきます。

なお、本計画は、社会情勢の変化等に対応するため、おおむね5年ごとに計画の見直しを行います。国の「地球温暖化対策計画」が見直しとなった場合等には、必要に応じて、本計画も見直しをするものとします。



【図7-2】 進行管理のイメージ

出典) JISQ14001:2015より